

番 号 : 180074

国 名 : ニカラグア

担当部署 : ニカラグア事務所

案件名 : 地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ2 (研修計画/研修教材)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 研修計画/研修教材
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2018年5月下旬から2018年8月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0. 2M/M、現地 2. 0M/M、合計 2. 2M/M
- (3) 業務日数 : 国内準備 2日、現地業務 60日、整理期間 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月 9日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着) 提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き) (<http://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年5月23日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	地方行政／研修プログラム・教材策定に係る各種業務
対象国／類似地域	ニカラグア／中南米
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ニカラグア共和国は、1998年に制定された地方自治体法を皮切りに地方自治の制度基盤を整備してきた。2012年には同法を改正し、貧困層に裨益する地方行政の実現に取り組んでいる。また、同国の国家人間開発計画においては、各地方自治体の人材能力強化、及び組織強化を通じた行政サービスの向上が優先課題として掲げられており、地方自治体には中長期的な視点をもった1) 市長期開発計画（計画期間10～15年）、2) 市中長期開発計画（Plan Municipal para Desarrollo Humano、計画期間4～5年、以下「PMDH」）の策定、またそれに基づく3) 市年間事業計画（Plan de Inversión Anual、以下「PIA」）の策定が義務付けられ、その円滑な実施が求められている。こうした地方自治体政策の推進を担うのが、地方自治振興庁（以下、INIFOM）であり、INIFOMは、地方自治体が運営・監理する各種事業の実施に係る技術支援や促進、モニタリングの役割を担っている。しかし、INIFOMの地方自治体への支援能力は脆弱であり、同時に地方自治体による中長期開発計画やPIAの策定・実施・モニタリング・評価等に係る経験も十分でなく、それらを実施するためのマニュアル類も限られており、円滑な事業実施が困難な状況にあった。

こうした状況において、PMDH策定の持続可能な仕組みを導入するため、2015年1月から2017年1月まで、技術協力プロジェクト「地方自治行政能力強化プロジェクト（以下、FOMUDEL 1）」が実施された。同プロジェクトではパイロット9市（以下、FOMUDEL 1パイロット市）に対し、1) PMDH策定手法・ガイド、2) PMDH策定のための研修プログラム及び研修教材が作成され、INIFOMはこの手法を全国に拡大することとした。しかし、同手法の普及には、地方自治体への研修や研修後のフォロー・進捗監理を担うINIFOMの実施能力・体制のさらなる強化が必要であり、また、地方自治体においては、策定後のPMDHとPIAの連動など、PMDHの効果的な運用方法の構築が望まれている。これらINIFOM及び地方自治体が抱える課題に対応するために「PMDHの策定・実施・モニタリング・評価及びその結果の次期計画へのフィードバック」にかかる一連のサイクルを確立させ、INIFOM及び地方自治体のさらなる体制構築と能力強化を進める必要があるとして、ニカラグア国政府は我が国に支援を要請した。

「地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ2（以下、FOMUDEL 2）」は、2018年1月から2023年1月までの5年間の予定で、引き続きINIFOMをカウンターパート（以下、C/P）機関としており、現在長期専門家1名（自治体開発計画策定支援）が派遣中、今後

もう1名（チーフアドバイザー／地方行政）が派遣される見込みである。

7. 業務の内容

本専門家は、C/P機関のINIFOMに対し、FOMUDEL 1 で作成したPMDH策定手法に関する研修プログラム及び教材の改善に対する指導を行う。また、ウェブプラットフォームやテレビ会議システム^{※1}を活用した同策定手法の簡易版^{※2}研修プログラム・教材^{※3}の作成方針の検討、並びに作成の指導を行う。

注

※1 INIFOM が 2018 年度の目標に掲げ進めている PMDH 手法の全国展開（135 市）をテレビ会議システムを使用して各市に研修するもの。グループ分けした参加市（一度に 15～20 市）の PC をシステムに繋ぎ、INIFOM 本庁及び地域事務所の職員が講師となり実施する。システムは対象市のほぼ全てに設置済み。

※2 短期間（一ヶ月程度）で計画策定ができるよう、従来の PMDH 策定手法内容・手順を一部省略し簡易化するもの。

※3 システムを使用した研修ではワークショップ形式の演習を用いずに理解促進を図る工夫（視覚効果を高めるなど）が必要であることを前提に、従来の PMDH 策定手法の教材（パワーポイント・ワード）を確認する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2018年5月下旬）

- ① 本プロジェクト、並びに中米・カリブ地域における類似案件に関する報告書、関係資料を確認し、当該業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を行う。
- ② 現地派遣に係るワークプラン（和文・西文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部及びJICAニカラグア事務所へ提出する。

（2）現地派遣期間（2018年5月下旬～7月下旬）

- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム（専門家及びアシスタント）、C/P機関及びJICAニカラグア事務所に対し、ワークプランを提出し業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。
- ② プロジェクトチーム、C/P及びFOMUDEL 2 のパイロット17+ α 市（各県都+ α 、以下パイロット市）と協力し、FOMUDEL 1 終了以降のFOMUDEL 1パイロット市のPMDH策定状況や研修プログラム・教材の使用状況などを確認し、改善が必要な箇所の特定、並びに改善策を指導する。
- ③ プロジェクトチーム及びC/Pと協力し、各市におけるテレビ会議システムの設置状況や、ウェブプラットフォームへのアクセス環境を把握し、これらを活用した簡易版のPMDH策定研修プログラム及び研修教材の作成方針を検討・提案する。
- ④ ③の結果に沿って、プロジェクトチーム、C/P及びパイロット市と協力し、テレビ会議システムやウェブプラットフォームを活用した簡易版のPMDH策定研修プログラム・教材の作成を指導する。
- ⑤ ④で作成した研修プログラム・教材を使ったC/PIに対するワークショップ・研修（Training of Trainers）を実施する。

- ⑥ ⑤のワークショップ・研修を受講したC/Pによる、その他の市職員に対する研修実施を支援・モニタリングし、研修プログラム・教材の強化にフィードバックする。
- ⑦ プロジェクトチーム及びC/Pと協議の上、現地派遣期間終了後にプロジェクト及びC/Pがフォローすべき事項や活動内容について確認する。
- ⑧ 現地業務完了に際し、以上の活動成果及び今後プロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書（和文、西文）に取りまとめ、C/P機関及びJICAニカラグア事務所に報告、提出する。

（3）帰国後整理期間（2018年8月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）のJICAニカラグア事務所及びJICA産業開発・公共政策部への提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

（1）ワークプラン

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAニカラグア事務所）

西文2部（C/P機関、JICAニカラグア事務所）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）、スケジュールなどを記載。

（2）現地業務結果報告書

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAニカラグア事務所）

西文2部（C/P機関、JICAニカラグア事務所）

記載項目は以下のとおり。

- ① 実施した業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

（3）専門家業務完了報告書

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAニカラグア事務所）

記載項目は以下のとおり。

- ① 実施した業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ 今後残された課題

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を

参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。なお、航空便経路は成田/羽田⇄アトランタ/ヒューストン⇄マナグアを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地M/M、国内M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー/地方行政（長期派遣専門家）※2018年7月に派遣見込み
- ・ 自治体開発計画策定支援（長期派遣専門家）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む）

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

地方自治振興庁（INIFOM）内プロジェクトオフィスにおける執務スペース（ネット環境あり）提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政金融チーム（TEL:03-5226-6932）にて配布します。

- ・ プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）
- ・ 活動実施計画（PO）及び年間活動計画（POA）
- ・ その他の関係資料

②本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

- ・ プロジェクト基本情報

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cfd/e88159e637de366c4925819a0079ecd8?OpenDocument>

③本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意分を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAニカラグア事務所などにおいて情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」

<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf> の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上